

(登録事業者の皆様へ)

令和3年8月2日

## 「まん延防止等重点措置の適用」について

<北海道商工会議所連合会>

国による「まん延防止等重点措置の適用」を踏まえ、令和3年8月2日(月)から8月31日(火)までの期間、本キャンペーンは下記の要請内容に沿って運用いたします。登録事業者におかれましては、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

**対象地域** (1) 札幌市(措置区域)と(2)全道域(札幌市を除く)の2区分

**(1) 札幌市(措置区域)** ※本キャンペーン(飲食)に関する箇所のみ抜粋しています

**期 間** 令和3年8月2日(月)～8月31日(火)まで

**対象施設** ① 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)  
② キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗  
③ 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場

**要請内容** ◆営業時間は、5時から20時まで。

◆酒類の提供は、終日行わない。(利用者による酒類の店内持込みを含む)

◆次の感染防止対策を実施する。

- ・従業員への検査推奨
- ・入場者の整理・誘導
- ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- ・手指消毒設備の設置・事業を行う場所の消毒
- ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
- ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場も含む)
- ・施設の換気を行う
- ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)及び北海道コロナ通知システムの活用呼びかけ
- ・同一グループの入店は、原則4人以内
- ・滞在時間の制限(2時間程度を目安)などにより同時に多数の人が集まらないようにする
- ・店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う(黙食～食事は静かに、会話はマスク～の実践)など

◆飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない。

◆業種別ガイドラインを遵守する。

※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給。

【飲食店等に対する支援金：1店舗1日当たり】

中小企業・個人事業者：3万円から10万円（前年度または前々年度売上高の3割をもとに計算）

大企業：上限20万円（前年度または前々年度と今年度を比較した売上高の減少額の4割をもとに計算）

◇要請内容の詳細は、下記「北海道ホームページ」をご確認ください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/singatakoronahaien.html>

◇支援金の詳細は、下記「札幌市ホームページ」をご確認ください。

[https://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/taisakusienkin\\_0726iko.html](https://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/taisakusienkin_0726iko.html)

※要請期間の全てにおいて要請に協力いただくことが支給要件の一つとなりますので、要請期間終了後に申請を受け付ける予定です。

◇支援金の「概要チラシ」は、下記「札幌市ホームページ」をご確認ください。

[https://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/documents/01\\_gaiyochirashi0802-0831.pdf](https://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/documents/01_gaiyochirashi0802-0831.pdf)

**（２）全道域（札幌市を除く） ※本キャンペーン（飲食）に関する箇所のみ抜粋しています**

期 間 令和3年8月2日（月）～8月31日（火）まで

要請内容 ◆業種別ガイドラインを遵守する。  
◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する。  
◆感染防止対策が徹底されない場合、カラオケ設備の提供を行わない。

※要請内容の詳細は、下記「北海道ホームページ」をご確認ください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/singatakoronahaien.html>